

ペット共生型特別養護老人ホーム 規約

第 1 章 総則

第 1 条(目的)

本規約は、ペット共生型特別養護老人ホーム(以下「当施設」)において、入居者およびペットが安心・安全に共生できる環境を維持するためのルールを定める。

第 2 条(適用範囲)

本規約は、当施設に入居するすべての方、およびそのペットに適用される。

第 2 章 入居・ペットの受け入れ

第 3 条(入居資格)

1. 当施設に入居できるのは、要介護認定を受けた方で、ペットと共に生活を希望する者とする。
2. ペットを飼育しない方の入居も可能だが、ペット共生型施設の趣旨を理解し、共生に支障のない方とする。

第 4 条(ペットの条件)

1. 2 階は犬専用フロア、3 階は猫専用フロアとする。
2. 入居者がペットの飼い主であることを原則とし、新規にペットを飼うことは原則として認めない。
3. 受け入れ可能なペットの条件は以下の通りとする。
 - 健康診断・ワクチン接種を受けていること
 - 他の入居者や職員に危害を加える可能性がないこと
 - 基本的なしつけ(トイレ・無駄吠え防止など)がされていること
 - 体重 15kg 以下(犬)または 5kg 以下(猫)を目安とする(個別審査あり)

第3章 生活ルール

第5条(ペットの飼育管理)

1. 入居者は自身のペットの飼育・管理に責任を持ち、適切な世話を行う。
2. 体調不良時や介護が必要な場合、施設職員や専門スタッフが補助するが、基本的な世話は飼い主が行う。
3. ペットの健康維持のため、定期的な健康診断・ワクチン接種を義務とする。

第6条(衛生管理)

1. ペットの排泄物は、指定の場所に処理し、清潔を保つこと。
2. ペットによる施設の汚損・破損が発生した場合、飼い主が責任を持って対応すること。

第7条(トラブル防止)

1. 他の入居者・ペットとのトラブル防止のため、適切な距離を保ち、無理な接触を避ける。
2. ペットの攻撃的行動が見られる場合は、専門家による指導を受けること。

第4章 施設の責任

第8条(専門職員のサポート)

1. 施設は、入居者の健康状態を考慮し、必要に応じてペットの世話を補助する。
2. アニマルケアスタッフを配置し、飼育指導・健康管理のアドバイスを提供する。

第9条(事故・災害時の対応)

1. 施設内でペットが事故にあった場合、速やかに獣医師と連携し対応する。
2. 災害時は、ペットとともに避難できる体制を整える。

第 5 章 退去・ペットの引き取り

第 10 条(入居者の退去時の対応)

1. 入居者が退去する際、ペットも同時に退去することを原則とする。
2. 入居者が飼育困難となった場合、家族や親族にペットの引き取りを依頼する。
3. 引き取り手がいない場合、施設は動物愛護団体と連携し、新たな飼い主を探す。

第 6 章 規約の変更

第 11 条(規約の改定)

1. 本規約は、必要に応じて改定されるものとする。
2. 規約の変更は、入居者に通知した上で実施する。

附則 本規約は、令和7年3月 1 日より施行する。